

桜通り地区地区計画

決定：平成 7 年 12 月 22 日（上福岡市告示第 166 号）

変更：平成 19 年 2 月 2 日（ふじみ野市告示第 24 号）

	名 称	桜通り地区地区計画
	位 置	ふじみ野市上福岡 2 丁目の一部、福岡中央 1 丁目の一部
	面 積	約 1.8 ha
区域の整備・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は東武東上線 上福岡駅から北東約 400m に位置しており、中心商業地区に隣接する都市計画道路桜通線の沿道地区である。今後も商業・業務地としての発展が見込まれる。</p> <p>このような状況から地区の建築計画に対し、適正な規制・誘導を行うことにより、後背地の住宅地と調和のとれた安全で快適な商業・業務地の形成を図ることを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>都市計画道路桜通線の交通利便性を活かし、後背地の居住環境の保全に配慮した商業・業務施設を中心とした土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>後背地の住宅地と調和のとれた安全で快適な商業・業務地の形成を図るため、次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幹線道路沿道の特性に適した商業・業務地の形成を図るため、建築物等の用途制限及び最低敷地面積の制限を行う。 2 ゆとりある商業・業務地の形成を図るため、建築物の外壁を都市計画道路桜通線の境界から離して建築するよう努める。 3 まちなみ景観の向上を図るため、都市計画道路桜通線沿道においては、かき又はさくを設置するときは、透視可能なフェンスなど開放的なものとするよう努める。

地区整備計画	地区の区分	区分の位置	ふじみ野市上福岡 2 丁目の一部、福岡中央 1 丁目の一部
		区分の面積	約 1.7 ha
	建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法別表第 2（と）項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの。
	建築物の敷地面積の最低限度		100m ²

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

